

「岩手県畜産振興総合対策推進指導事業事務取扱要領」一部改正新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| 岩手県畜産振興総合対策推進指導事業事務取扱要領 | 岩手県畜産振興総合対策推進指導事業事務取扱要領 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>平成 18 年 5 月 19 日 畜 第 2 3 1 号 一部改正 平成 22 年 4 月 1 日 畜 第 2 1 4 号 一部改正 平成 22 年 4 月 1 日 畜 第 8 7 8 号 一部改正 平成 23 年 4 月 1 日 畜 第 2 3 8 号 一部改正 平成 26 年 2 月 14 日 畜 第 1 1 0 2 号 一部改正 平成 26 年 8 月 28 日 畜 第 5 6 7 号 一部改正 平成 27 年 4 月 1 日 畜 第 1 号 一部改正 平成 28 年 7 月 22 日 畜 第 4 4 5 号 一部改正 令和 3 年 4 月 1 日 畜 第 7 号 一部改正 令和 4 年 6 月 15 日 畜 第 2 4 5 号</p> </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>平成 18 年 5 月 19 日 畜 第 2 3 1 号 一部改正 平成 22 年 4 月 1 日 畜 第 2 1 4 号 一部改正 平成 22 年 4 月 1 日 畜 第 8 7 8 号 一部改正 平成 23 年 4 月 1 日 畜 第 2 3 8 号 一部改正 平成 26 年 2 月 14 日 畜 第 1 1 0 2 号 一部改正 平成 26 年 8 月 28 日 畜 第 5 6 7 号 一部改正 平成 27 年 4 月 1 日 畜 第 1 号 一部改正 平成 28 年 7 月 22 日 畜 第 4 4 5 号 一部改正 令和 3 年 4 月 1 日 畜 第 7 号 一部改正 令和 4 年 6 月 15 日 畜 第 2 4 5 号 一部改正 令和 6 年 4 月 1 日 畜 第 5 号</p> </div> |
| I 共通事項 〔略〕 | I 共通事項 〔略〕 |
| II 乳用牛群総合改良推進事業 〔略〕 | II 乳用牛群総合改良推進事業 〔略〕 |
| III いわて和牛改良増殖対策事業 第1 事業の内容 1 事業の実施地域 〔略〕 2 事業の内容 (1) 基礎雌牛整備 ア 基礎雌牛の調査選定 〔略〕 イ 計画交配 (ア) アにより選定された基礎雌牛の交配にあたっては、基幹種雄牛を計画的に交配するとともに、基礎雌牛所有者は、基礎雌牛管理台帳（様式第1-1号）の5により実施状況を整理記録するものとする。 (イ) 知事は、計画交配を実施する肉用牛関係団体に対して計画交配のための凍結精液を配布するものとする。 ウ 産子調査 〔略〕 | III いわて和牛改良増殖対策事業 第1 事業の内容 1 事業の実施地域 〔略〕 2 事業の内容 (1) 基礎雌牛整備 ア 基礎雌牛の調査選定 〔略〕 イ 計画交配 (ア) アにより選定された基礎雌牛の交配にあたっては、基幹種雄牛及び協議会で承認を受けた種雄牛を計画的に交配するとともに、基礎雌牛所有者は、基礎雌牛管理台帳（様式第1-1号）の5により実施状況を整理記録するものとする。 (イ) 知事は、 計画交配において県有種雄牛を利用する場合、必要に応じて、 計画交配を実施する肉用牛関係団体に対して計画交配のための凍結精液を配布するものとする。 ウ 産子調査 〔略〕 |

| | |
|--|--|
| <p>エ 優秀雌牛の借り上げ 〔略〕</p> <p>(2) 産肉能力検定 〔略〕</p> <p>(3) 種雄牛の選抜利用 〔略〕</p> <p>第2 その他 〔略〕</p> <p>IV 日本短角種集団育種推進事業</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>1 事業の実施地域 〔略〕</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 基礎雌牛整備 〔略〕</p> <p>(2) 産肉能力検定</p> <p>ア 産肉能力検定（直接法）の実施 〔略〕</p> <p>イ 産肉能力検定（現場後代検定法）の実施</p> <p>(ア) 知事は、産肉能力検定（直接法）の成績が良好なものを選び、一般社団法人日本短角種登録協会が定める方法により産肉能力検定（現場後代検定法）を実施するものとする。この場合、肉用牛関係団体の協力を得て、調査牛取得のための調整交配を実施するものとする。</p> <p>(イ) 知事は、産肉能力検定（現場後代検定法）調査牛取得のための調整交配を実施する肉用牛関係団体に対して対象種雄牛を貸付するものとする。</p> <p>(ウ) 知事は、(ア)の調整交配による子牛の生産状況を様式第2-2号により調査する。</p> <p>(エ) 知事は、(ア)の調整交配によって生産された子牛から種雄牛1頭当たりおおむね<u>2.0</u>頭の調査子牛を1セットとして調査選定し、一般社団法人日本短角種登録協会が定める方法により現場後代検定を実施するものとする。また知事は、1セットのうち去勢牛おおむね<u>4</u>頭を購入し、岩手県農業研究センターにおいて肥育し、飼料利用性について調査するものとする。</p> <p>ウ 検定子牛契約肥育事業 〔略〕</p> <p>(3) 種雄牛の選抜利用 〔略〕</p> <p>第2 その他 〔略〕</p> <p>V 家畜導入事業資金供給事業 〔略〕</p> <p>様式第1号～第3号 〔略〕</p> | <p>エ 優秀雌牛の借り上げ 〔略〕</p> <p>(2) 産肉能力検定 〔略〕</p> <p>(3) 種雄牛の選抜利用 〔略〕</p> <p>第2 その他 〔略〕</p> <p>IV 日本短角種集団育種推進事業</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>1 事業の実施地域 〔略〕</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 基礎雌牛整備 〔略〕</p> <p>(2) 産肉能力検定</p> <p>ア 産肉能力検定（直接法）の実施 〔略〕</p> <p>イ 産肉能力検定（現場後代検定法）の実施</p> <p>(ア) 知事は、産肉能力検定（直接法）の成績が良好なものを選び、一般社団法人日本短角種登録協会が定める方法により産肉能力検定（現場後代検定法）を実施するものとする。この場合、肉用牛関係団体の協力を得て、調査牛取得のための調整交配を実施するものとする。</p> <p>(イ) 知事は、産肉能力検定（現場後代検定法）調査牛取得のための調整交配を実施する肉用牛関係団体に対して対象種雄牛を貸付するものとする。</p> <p>(ウ) 知事は、(ア)の調整交配による子牛の生産状況を様式第2-2号により調査する。</p> <p>(エ) 知事は、(ア)の調整交配によって生産された子牛から種雄牛1頭当たりおおむね<u>1.5</u>頭の調査子牛を1セットとして調査選定し、一般社団法人日本短角種登録協会が定める方法により現場後代検定を実施するものとする。また知事は、1セットのうち去勢牛おおむね<u>5</u>頭を購入し、岩手県農業研究センターにおいて肥育し、飼料利用性について調査するものとする。</p> <p>ウ 検定子牛契約肥育事業 〔略〕</p> <p>(3) 種雄牛の選抜利用 〔略〕</p> <p>第2 その他 〔略〕</p> <p>V 家畜導入事業資金供給事業 〔略〕</p> <p>様式第1号～第3号 〔略〕</p> |
|--|--|

備考 改正部分は、下線の部分である。